

パートナー事業者提携要綱

一般財団法人京都府交通安全協会（以下「協会」という。）は、パートナー事業者との提携の要領について次のとおり定める。

1 目的

協会は、パートナー事業者と相互に協力して、京都府内において府民の交通安全に関する意識の高揚を図る取組を推進し、道路における交通の安全と円滑の実現、さらに、持続可能な開発目標（SDGs）3番「すべての人に健康と福祉を」のターゲット「世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。」を始めとする関係する目標の達成に寄与することを目的とする。

2 パートナー事業者

この要綱にいうパートナー事業者とは、1の目的に賛同し、次の要件のいずれかを具備する事業者で、協会又はパートナー事業者の指定を希望する事業者の双方又はいずれかの発意に基づき双方が合意し、事務局長が指定したものをいう。

- (1) 特別会員として、1事業年度当たり5口以上の会費を納入する事業者
- (2) 協会と交通安全の普及に関する協定を締結する事業者

3 取組事業

協会とパートナー事業者は、1の目的を達成するため、相互に協力して、必要な事業を行うものとする。

（提案例）

- ① 交通安全広報啓発事業
レンタカー事業者の所有するレンタカー、運送事業者のトラック、一般事業者の社用車等の車内又はボディに『マスコットキャラクターを描いたオリジナル交通安全メッセージステッカー』を貼付
- ② 地域交通安全事業
『交通安全啓発オリジナルのぼり旗』を作成し、交通安全運動期間、交通安全推進日等において全店舗・事業所の店頭にて一斉に掲出
- ③ 歩行者の交通安全対策事業
「止まって確認 右・左」などの標語とマスコットキャラクターを描いた『路面オリジナルストップシール』を作成し、商店街や通学路に貼付
- ④ 自転車の安全利用事業
「自転車は 押してごゆるり 京都の小路」などの標語とマスコットキャラクターを描いた『自転車の安全利用を促す路面オリジナルシールや電柱幕』を作成し、商店街に貼付
- ⑤ SDGs達成に向けた事業
地球環境に配慮した原材料、技術等を用いた交通安全啓発チラシの印刷・製本、啓発グッズの開発等「SDGsの17の目標、169のターゲット」のいずれかの達成に寄与するあらゆる事業

4 連携・協力事項

協会とパートナー事業者は、3の事業を行うため、詳細な事項について覚書を交わすも

のとする。ただし、2の交通安全の普及に関する協定に基づき覚書を交わす場合は、これに代えるものとする。

5 経費分担

3の事業を行うに当たり、協会とパートナー事業者それぞれに生じた経費等については、2の交通安全の普及に関する協定又は4の覚書によるものとする。ただし、両者の協議により別に定める場合は、この限りではない。

6 パートナー関係の解消

(1) 協会又はパートナー事業者のいずれかがパートナー関係（以下「本関係」という。）の解消を希望する場合は、両者協議の上、解消予定日の1箇月前までに書面により相手方に通知することにより、本関係を解消できるものとする。この場合において、本関係の効力は解消の日まで有するものとする。

(2) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協会又はパートナー事業者は、本関係を直ちに解消することができる。

なお、解消する場合は、速やかに書面により相手方に通知するものとする。

ア パートナー事業者が2の要件を欠いたとき。

イ 公益上の見地から本関係を解消する必要が生じたとき。

ウ 本関係に基づく事業の執行上、協会が関与する事業としてパートナー事業者にふさわしくない行為があったとき、又は、パートナー事業者が関与する事業として協会にふさわしくない行為があったとき。

(3) 前項に基づき、協会が本関係を解消したことによりパートナー事業者に損害が生じても、協会はその賠償の責めを負わないものとする。また、パートナー事業者が本関係を解消したことにより協会に損害が生じても、同様とする。

7 権利の帰属

(1) 協会又はパートナー事業者が取得した著作権等の一切の権利は、それぞれ協会又はパートナー事業者が保有するものとする。

(2) 協会とパートナー事業者が、共同して取得した著作権等の一切の権利は、両者が権利を保有し、それぞれの利用に関して妨げないものとする。

8 守秘義務

協会及びパートナー事業者は、本関係を通じて知り得た相手方の情報を、相手方の事前の承認を得ずに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。本関係が解消された後も同様とする。

9 疑義の決定

本要綱に定めのない事項又は各条項の解釈につき生じた疑義等は、協会及びパートナー事業者が協議の上、これを取り決めるものとする。

10 制定の日

令和5年7月1日

以上